

農地の賃借料情報の提供と概要（令和 2 年分）

1. はじめに

平成 21 年の農地法の改正に伴い、標準小作料制度は廃止されました。

代わりに、農地法第 52 条の規定により、農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことになりました。

新たに提供する賃借料情報は、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安としてご活用ください。

2. 賃借料情報提供の概要

過去 1 年間に契約された賃借料を、作物別、旧町村別など地域の基盤整備実施区域、未整備区域別に集計し、平均額、最高額、最低額を公表します。

(1) 区分

作物別区分は、水稻（田）と普通畑です。

地域の区分は旧町村単位に基盤整備区域、未整備区域の 2 区分です。

(2) 賃借料データの収集

収集の対象となるのは、暦年の過去 1 年間分の賃借料データです。

今回は、令和 2 年 1 月から 12 月までの間に、農用地利用集積計画の公告（利用権の設定）により効力の発生した賃貸借の 1 筆ごとのデータを収集しています。

なお、賃借料の発生しない使用貸借（無償）については、収集の対象には含まれておりません。

(3) 賃借料水準の算出

賃借料の水準（平均値、最高額、最低額）を算出するにあたり、平均に比べて著しく高額あるいは低額の賃借料の情報は、特殊な取引に係るデータとして集計から除いています。

なお、賃借契約を玄米（物納）で行っている場合には、令和 2 年分の確定申告で使用了 13, 200 円/俵で算出しています。

3. お願い

農業委員会が提供する賃借料情報は、あくまでも過去において実際に取り引きされた賃借料のデータを整理したもので、拘束力はありません。

地域によって偏っている場合もあります。

このため、農地の貸し借りをされる際には、賃借料情報を目安としつつ、水稻の収穫量や圃場条件等を踏まえたうえで、最終的には当事者間の話し合いにより賃借料を決めていただくようお願いいたします。